

# 市からの 連絡帳

**8月は、市・都民税普通徴収  
第2期の納期です。**  
～納付には、便利な口座振替を～  
▶納税課 ☎042-460-9831

## 保険・年金

### 医療機関受診勧奨通知の送付

生活習慣病に関連する数値が高い方に、かかりつけ医に早期に受診していただき、高血圧症や糖尿病などの生活習慣病の重症化および合併症の発症を予防することを目的として、医療機関への受診勧奨通知を送付します。  
対生活習慣病に関連する数値から、医療機関の受診が必要な国民健康保険加入者 ※8月中旬送付予定  
▶保険年金課 ☎042-460-9821

### 国民年金保険料の クレジットカード納付

国民年金保険料はクレジットカードで納付することができます。クレジットカード納付を希望する方は、☎へ申込が必要です(郵送可)。  
※金融機関などの窓口でクレジットカードを直接ご提示・お支払いいただく方法ではありません。  
申出書は市役所保険年金課(田無庁舎2階)、市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)にて配布しています。  
※日本年金機構HPからダウンロード可  
※被保険者とクレジットカードの名義人が違う場合は、同意書も必要  
□納付方法  
毎月納付・6カ月前納・1年前納・2年前納から選択(前納割引あり)  
□申込期限  
●毎月納付…随時受付  
※引き落とし開始時期は☎へ。  
●6カ月前納(10月分から開始)…8月末日、(令和4年4月分から開始)…令和4年2月末日  
●1年前納・2年前納(令和4年4月分から開始)…令和4年2月末日  
※過去の未納分や一部免除承認済み期

間はクレジットカード納付の利用不可  
☎武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411 (ナビダイヤル)  
▶保険年金課 ☎042-460-9825

## 福祉

### 庁舎窓口到手話通訳者を配置

両庁舎でのお手続・相談などが必要な場合にご利用ください。  
□手話通訳者配置日 午後1時～5時  
防災・保谷保健福祉総合センター 田無庁舎  
8月4日(水) 8月20日(金)  
9月1日(水) 9月17日(金)

※配置日以外にも手話通訳者を派遣します。詳細はお問い合わせください。  
▶障害福祉課 ☎042-420-2804  
☎042-466-9666

## 子育て

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届のご提出を

現在受給している方(支給停止の方を含む)へお知らせを送付しましたので、受給者本人により窓口にご提出ください。ご提出がない場合、手当の支給が停止となることがあります。  
□児童扶養手当  
時 8月2日(月)～31日(火)  
□特別児童扶養手当  
時 8月6日(金)～31日(火)  
※詳細は送付したお知らせをご覧ください。  
▶子育て支援課 ☎042-460-9840

## 暮らし

### 都営住宅の入居者募集

◆東京都直接募集  
●家族向(ポイント方式)…1,290戸  
●単身者向・車いす使用者向・シルバーピア…414戸  
□案内・申込書配布  
時 8月2日(月)～11日(水)の平日のみ  
場 田無庁舎2階、防災・保谷保健福祉総合センター1階、住宅課、出張所  
※都庁・市区町村窓口・☎でも配布  
※申込書などは、募集期間中のみ☎のHPからもダウンロード可

申 8月16日(月)(必着)までに郵送で申込書を各申込先へ  
問 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター(申込受付期間中 ☎0570-010-810/それ以外 ☎03-3498-8894)  
◆西東京市地元募集  
●単身者向シルバーピア…1戸  
□案内・申込書配布  
時 8月23日(月)～31日(火)の平日のみ  
場 田無庁舎2階、防災・保谷保健福祉総合センター1階、住宅課、出張所  
申 9月3日(金)(必着)までに郵送で〒202-8555市役所住宅課へ  
▶住宅課 ☎042-438-4052

## 自治会・町内会等 活性化補助金のご案内

自治会・町内会などの活性化を目的に、自治会・町内会などが地域福祉の促進と地域づくりのために行う事業に対して補助金を交付します。  
対市内の自治会・町内会およびマンション管理組合  
□対象事業 令和3年4月1日～令和4年3月31日に行う主催または共催する事業  
□補助金上限額 ①と②の合計額  
①1万2,000円 ②200円×加入世帯数  
※加入世帯数は、会員名簿などで加入世帯数が確認できる場合  
※1,000円未満は切り捨て  
申 11月30日(火)(必着)までに申請書類を〒188-8666市役所協働コミュニティ課へ郵送または持参(田無第二庁舎5階)  
※詳細は市HPまたは下記へ  
▶協働コミュニティ課 ☎042-420-2821

## 募集

### テレワークに関する 4市共同アンケート調査

西東京市を含む近隣4市共同(武蔵野・三鷹・小金井市)で、今後のテレワークのあり方についての調査・研究のため、アンケートを実施します。皆様のご協力をお願いします。  
※本調査は(株)情報通信総合研究所へ委託し、実施しています。  
時 8月1日(日)～21日(土)  
申 インターネットによるWebアン

ケート  
▶企画政策課 ☎042-460-9800 アンケートフォーム



## 防犯活動団体補助金説明会および 防犯活動団体リーダー連絡会の実施

時 9月4日(土)午後2時30分～3時30分  
場 防災・保谷保健福祉総合センター6階 ※1階で受付  
内 団体登録と補助金の交付手続などの説明、防犯講話  
対 市内で防犯活動を行う団体で次のいずれかに該当  
●登録済みの団体  
●登録を検討している団体  
●立ち上げを検討している団体など  
※未登録団体の方などで参加を希望される場合は、下記へご連絡ください。  
※団体の登録要件などは、市HPをご覧ください。  
※参加者は各団体1人まで  
▶危機管理課 ☎042-438-4010

## etc その他

### 議員の寄附行為は禁止されています

議員は、選挙区内の方に対する次の行為が禁止されています。市民の方が議員に対して実費を伴う行事や会費が必要な催しを案内する際には、会費を明示してください。皆様のご理解とご協力をお願いします。  
□寄附行為などの禁止事項  
●お金や物の贈答 ●暑中見舞いなどの時候の挨拶状の送付(答礼のための自筆によるものを除く) ●地域の祭り、会合などへ差し入れ・祝い金・賛助金を出すこと  
▶議会事務局 ☎042-460-9860

### 寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。  
\* (株)オアシスワークマン西東京住吉店様(タオル)  
\* 匿名(車椅子)  
\* 高橋一樹様(遊具)  
▶総務課 ☎042-460-9810  
\* (一社)西東京市伝統文化育成会理事長 折元和子様(10万円)  
▶秘書広報課 ☎042-460-9803

## 心身障害者各種手当・助成制度 ～申請と現況届～

期限後も申請できますが、申請前にさかのぼっての制度適用はありませんので、今回新しく対象になると思われる方は申請してください。  
◆各種手当・助成制度の申請  
●◎心身障害者医療費助成制度…9月30日(木)まで  
●各種手当・助成制度…8月31日(火)まで(重度手当は11月末日まで)  
※障害程度や年齢制限など各種要件あり。詳細はお問い合わせください。  
□所得制限基準額 ①◎心身障害者医療費助成・心身障害者福祉手当・自動車燃料費助成・タクシー料金助成・難病者福祉手当・重度心身障害者手当

税法上の扶養人数	障害者本人 (20歳未満の方は扶養義務者 <sup>※2</sup> )
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円

### ②特別障害者手当・障害児福祉手当

税法上の扶養人数	障害者本人	配偶者および扶養義務者
0人	360万4,000円	628万7,000円
1人	398万4,000円	653万6,000円
2人	436万4,000円	674万9,000円
3人	474万4,000円	696万2,000円
4人	512万4,000円	717万5,000円

※各種控除後(手当・助成用の控除額)の金額で判定

### ◆現況届の提出

次の手当の受給者に現況届を送付しますので、期限までに返送してください。  
●重度心身障害者手当…8月31日(火)まで  
●特別障害者手当<sup>※2</sup>…9月10日(金)まで  
■心身障害者タクシー料金助成の申請(継続)  
従来のタクシー利用券の有効期限切れに伴い、新しいタクシー利用券を交付します。  
※従来の利用券は利用不可のため要返却  
時 7月30日～8月31日(火)(平日のみ)  
※期間以降は、申請した月分からの助成  
場 障害福祉課(田無庁舎1階、防災・保谷保健福祉

総合センター1階)  
※7月30日～8月3日(火)は別途申請会場あり  
対 身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方  
持 ●身体障害者手帳または愛の手帳 ●申請書(対象者に送付済み) ●代理人が申請する場合はその方の身分証明書(保険証・運転免許証など)  
■心身障害者自動車燃料費の請求  
時 8月11日(水)～31日(火)(平日のみ)  
場 障害福祉課(田無庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)  
対 ①身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度・脳性まひ者(児)・進行性筋萎縮症の方で運転する同居の家族がいる方  
②身体障害者手帳1～4級で自ら運転する方  
持 ●現況届兼請求書(対象者に送付済み) ●車検証のコピー ●運転免許証のコピー ●障害者本人の振込先口座(20歳未満の場合は保護者の口座可)  
●下記請求対象期間内に給油した際の領収書などの原本  
※同封の返信用封筒にてご返送ください。  
□対象期間 \*2～7月(この間に新たに認定申請をした方は、認定申請日～7月)  
▶障害福祉課 ☎042-420-2806